

盛岡地方振興局長告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成21年12月8日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372200667	ミズモト指定福祉用具センター	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	株式会社水本	平成21年3月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372200667	ミズモト指定福祉用具センター	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	株式会社水本	平成21年3月31日